

「ファイトクラブ」

「ファイトクラブ」は、センター利用者の愛称です。

- 1 15歳～29歳の方（中学生を除く）
- 2 吹田市内に在住、在学、在勤の方

◆ 青少年クリエイティブセンター ◆

昭和56年（1981年）に「青少年解放センター」として、青少年の健全育成と同和問題の解決をはじめ、一切差別のない人権尊重の社会を目指す青少年を育成する施設として建設されました。

平成14年（2002年）4月に「青少年クリエイティブセンター」へと名称を変更しました。



■ 施設の設置目的

- 1 青少年の人権意識の醸成を図り、積極的な学習活動及び相互の交流を推進し、青少年に対する研修及び支援をする。
- 2 すべての人権問題と社会的問題の克服を自らの課題と受け止め、その解決を目指す人間性豊かな青少年を育成する。

■ 施設の利用について

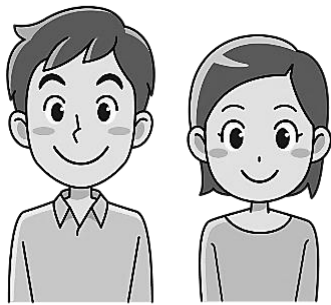
- 1 利用者登録が必要です。
 - (1) 有効期間は、4月～3月末です。
 - (2) 「利用者登録申請書」を提出し、登録説明会に参加してください。
 - (3) 登録説明会に参加した方に「利用者登録証」(カード)をお渡しします。
- 2 センターに来た時
 - (1) みんなで、挨拶をしましょう。
 - (2) 受付に、「利用者登録証」(カード)を提出してください。
 - (3) カードを忘れた人・紛失した人は、「臨時入館届」を提出してください。
 - (4) 運動広場(愛称:光のひろば)を使用するときは、現地で名簿に記入してください。
- 3 一時的に外出する時、帰って来た時
 - (1) 受付で、「外出届」を記入してください。
- 4 センターから帰る時
 - (1) 受付で、どの部屋を使用したのか、職員に伝えてください。
 - (2) 「利用者登録証」(カード)を受取ってください。



■ 利用する時のルール

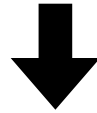
- 1 敷地内は、禁煙です。
- 2 自転車やバイクなどで来た時は、門から駐輪場までは、押して移動してください。
- 3 センターには、駐車場がありません。車以外での方法でご来館してください。
- 4 貴重品等の紛失に注意してください。
- 5 昼食は、給食室(青少年会館1階)で食べてください。(正午～午後1時まで)
- 6 水分補給は、給食室と体育館の下足ホールで行ってください。
 - (1) 各自で、水、お茶、スポーツドリンクを持参してください。ジュース類は、やめてください。
- 7 体育館の利用については、別紙「体育館の利用について」を参照してください。
- 8 安全には十分気を付けて、ルール違反や迷惑行為・危険な行為はやめてください。
- 9 万一のケガに備え、保険に加入しています。
- 10 ケガをした時は、職員に知らせてください。

■ 利用者登録とサポーター



【子どもたちの活動を支援するサポーター】
 (ファイトクラブ / 子どもクラブの保護者 / 地域の人、市民)
 ★みなさんの参加と協力をお願いします。

支援



参加

ひよこクラブ	子どもクラブ	ファイトクラブ
就学前の乳幼児と保護者	小学1年生～中学3年生	15歳～29歳の青少年 吹田市在住／在学／在勤

※吹田市在住・在学・在勤(アルバイト可)を確認できる証明書(運転免許証や学生証等)を提示してください。

■ 利用日時について

施設名	青少年会館	体育館	運動広場【光のひろば】
部屋	プレイルーム、給食室 図書室、自習室	体育室、卓球室	
利用時間	午前9時～午後9時 「ひよこクラブ」「子どもクラブ」 午後5時30分まで ※ 低学年は午後5時まで	午前9時～午後5時30分 ※ 日曜日は 午後1時～午後5時30分	(1) 4月1日～9月30日 ※ 午前9時～午後5時 (2) 10月1日～3月31日 ※ 午前9時～午後4時
休館日	日曜・祝日 12月29～1月3日	月曜日 ※ 祝日にあたる場合は、翌日 12月29日～1月3日	

- 1 午後5時30分以降及び日曜日の午後1時までの体育館は、個人利用はできません。
- 2 青少年会館の利用者は、正午から午後1時まで給食室のみ利用できます。
- 3 主催事業などがある場合は、センターの利用ができないことがあります。

青少年クリエイティブセンター



体育館の利用状況



吹田市立青少年クリエイティブセンター

〒564-0002 吹田市岸部中1-16-1

電話:06-6389-2061/FAX:06-6389-2065